



伝える



つなげる



No.
407



ひびきあう



今月の表紙写真は県社協職員が訪れた伊賀市川上ダム「ニころほどける、ダムの頂に立つ景色」の様子をお届けします。

テーマは
「旅行先の景色や思い出」

三重県内の風景や美味しいもの、
おすすめスポットなどを
ぜひ、おすそ分けください！

写真の投稿はこちらから ▶▶▶

あなたの写真が世界への冒険を共有し、
福祉の魅力を広める一役を担うかもしれません！

contents

- 特集：コロナ特例貸付の償還開始に伴う
フォローアップ支援事業について…………… 2
- 連載：福祉レストラン…………… 5
- 連載：〇〇にきいてみよう…………… 6
- 三重県共同募金会からのお知らせ…………… 8

福祉みえでは、2～4ページの
特集記事に uni-voice による
音声コードを導入しています。



Uni-Voice音声コード

ふれあいネットワーク



社会福祉
法人

三重県社会福祉協議会

特集

コロナ特例貸付の償還開始に伴う フォローアップ支援事業について

事業について

三重県社会福祉協議会（以下「当会」）では、「三重県生活福祉資金センター」を設置し、生活に困窮する世帯への資金の貸付を通じた相談支援を行っています。貸付にはいくつかの種類がありますが、今回は「新型コロナウイルス感染症拡大に伴う緊急小口資金等特例貸付」（以下「コロナ特例貸付」）のその後について紹介します。

事業背景

コロナ特例貸付は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により失業

や収入減少を受けた方を対象に、生活の安定を図ることを目的として始めた制度です。

令和2年3月25日から緊急小口資金と総合支援資金（初回貸付）の受付が市町社会福祉協議会の窓口にて開始されました。並行して令和2年5月～9月にかけて郵便局と労働金庫（ろうきん）にて緊急小口資金の受付が実施されました。その後も総合支援資金の延長貸付・再貸付と追加支援があり、複数人世帯の場合、最大200万円までの借り入れが可能です。

令和4年12月に総合支援資金の最終送金が行われ、貸付は終了しました。

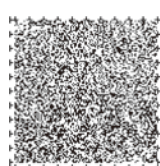
その後、令和5年1月から緊急小

口資金より順次、償還（返済）期間が始まり、約2年が経過し、三重県内では以下のような状況となっています。

令和7年3月末	緊急小口資金 （償還期限到来済）	総合支援資金 （償還期間 10 年）
償還未完了件数	5,151 件	6,489 件
償還未済額	7 億 3,198 万円	31 億 2,010 万円

上記の表の中には、未応答の方（償還開始より一度も償還がない借受人）、償還が滞っている方が多数おられ、また、償還免除（貸付後、世帯主の住民税が非課税になることや生活保護世帯になる等の要件を満たすと償還が免除される）となった方の中には現在もなお、生活が安定していない方が多く見受けられます。こうした背景を受けて当会では「フォローアップ支援事業」を展開しています。

当事業は生活課題を抱えていると推察される借受人に対し、生活・就業状況を確認し、必要に応じて関係機関等へつなぐことで生活上の課題を解消することを目的としています。また、償還が困難な場合には償



Uni-Voice音声コード

還猶予や償還月額の変更を提案するとともに、償還免除の対象でありながら申請されていない方には、申請を促すなど、貸付後も継続的な支援を実施しています。

生活福祉資金は単なる貸付制度ではなく、相談支援を行うためのツールの一つとして位置づけられています。そのため、貸付後も借受人が抱える課題の背景を確認しながら、生活上の課題の解消に向けた支援に取り組んでいます。

令和6年度の事業内容について

令和6年度においては、以下の3つの主要事業を実施しました。

- ① アウトリーチ支援事業（償還未応答者・滞納者への支援）
- ② 償還免除者を対象とした生活状況調査（アンケート）
- ③ 相談支援スキルアップ研修（後方支援事業）

1. アウトリーチ支援事業

償還に関する未応答者や滞納者を対象に、架電および自宅へ訪問し生活課題の聞き取りを行います。これは、滞納金の督促を目的とした事業ではなく、生活状況や就労状況の確認を通じて課題を把握し、必要に応じて関係機関につなぎ、償還が困難な状況であれば、月の支払い額の見直しや償還猶予申請（返済時期の延期）を提案するほか、償還免除の対象でありながら手続きを失念している方への申請案内などを行うことを目的とした取り組みです。

令和6年度は、計693件の訪問

支援を実施し、そのうち197件を、償還免除や償還開始など、何らかの支援に結びつけることができました。

2. 償還免除者への生活状況調査（アンケート）

償還免除となった2,787名を対象にアンケートを送付し、う

現在の困りごとについて（複数回答あり）



●借入金について

カードローンなどの返済
自営業の運転資金
治療代の支払い
住宅/車のローン

非課税免除対象者の世帯なので、収入が少なく支払いが追いつかない為、多様な借入金の支払いに苦労している

●滞納している支払（複数回答あり）

税金	家賃	公共料金
229	123	212

税金/家賃/公共料金のうちどれかを重複している滞納者も多い

●健康の事（借受人の年代分布）

20代	30代	40代	50代	60代	70代以上
25	128	243	305	255	293
2.0%	10.2%	19.5%	24.4%	20.4%	23.5%

50代以上が約70%おり今後の健康不安を抱えている

●頼ることのできる人がいない

一人暮らしや家族と離居
知人がいても高齢のため頼れない
病気を抱えていることを知られたくない
お金の話なので相談しにくい

生活に困っているが出来るだけまわりに迷惑をかけたくない人が多い

●アンケートの設問

現在の困りごとについて、社会福祉協議会や自立相談支援機関で相談したり、支援を受けたりしたいですか。

希望	あり	なし	未記入
	592	492	165

今回アンケートに回答して頂いた47.4%の方が何らかの支援を希望している

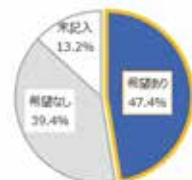


図1

3. 相談支援スキルアップ研修

生活福祉資金貸付事業に携わる市町社会福祉協議会職員を対象に研修会を実施しました。

第1回では、制度全般や

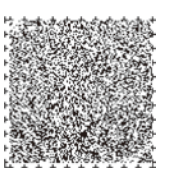
債権管理など、主

に事務的業務

に関する基

礎知識の習

得を目的と



した研修を行いました。

第2回では、複雑・多様化する生活課題に対応するための「相談力」向上を目的としたスキルアップ研修を実施しました。生活課題を抱える借受人への効果的な支援方法や、悪質な相談者への適切な対応手法を学ぶ内容とし、現場での相談支援を円滑に行うための体制強化を図りました。

令和7年度の取り組み

令和7年度では令和6年度の取り組みに加え「生活相談会」の開催を企画しています。(図2)

当事業では昨年度実施したアンケートの結果を踏まえ、償還完了者・免除者を含む借受人を対象に参加を募ります。具体的には公共施設・福祉祭り等にブースを設け、面談の機会を通じて、借受人の生活背景を把握し、生活全般に係る課題を整理し、生活課題の解消や気持ちの安定を図

ることを目的としています。

第1回目は7月13日(日) いなべ市在住の借受人を対象に、いなべ市役所にて開催しました。当日は11世帯の参加があり、予約の時点で10世帯が外国籍の方であったことから通訳の方にも同席していただき、また、いなべ市社会福祉協議会担当者

の方々にもご協力いただきました。

相談を通じて家計収支を可視化し、世帯の課題を振り返る機会となったことで、11世帯のうち5世帯について償還猶予・免除・月額変更等の手続きに繋げることができました。また、面談終了後には多くの方が帰られる頃には明るい表情で「ありがとう」

う」と話さ

れたことが印象的でした。根本的な

課題解決に至るま

でに時間を要する場合も

ありますが、借受人と共にその道筋を考える機会として意義深い取り組みとなりました。

今年度はこの取り組みを月1回程度、各市町で開催していく予定です。

今後も当会では、借受人の生活再建を目的とした支援を進めてまいります。

令和7年度特例貸付フォローアップ支援事業

図2

いなべ市生活相談会

生活福祉資金を借りても、生活が安定しない・・・
利用できる制度や、相談先がわからない・・・

いまの生活で、困っていることはありませんか？
お困りごとのある方は是非、相談会にご参加ください

対象 いなべ市に在住している生活福祉資金のコロナ特例貸付
(緊急小口資金・総合支援資金)を利用された方
※償還完了・免除となった方も対象です

日時 2025年7月13日(日)

時間 10:00～15:00 (一組当たり30分程度を想定しています)

※お申し込みの際にご希望時間を選択してください

場所 いなべ市役所 シビックコア棟2階
研修室2・4号室 (いなべ市北勢町阿下喜31番地)

その他 ・生活福祉資金センター職員と通訳が同席いたします
・当日、本チラシをご持参ください

申込専用二次元コードより
お申込みください



申込・お問い合わせ先

三重県社会福祉協議会
三重県生活福祉資金センター
☎ 059-226-1118 (直通)

参加者には3,000円
程度の食料品の
詰め合わせを
差し上げます



※この事業は市いねば共同募金配分金を活用して実施します



Uni-Voice音声コード

福祉レストラン

Q1 お店（法人）のこだわりは？

A1 糀や味噌などの発酵食品をたっぷり使ったメニューを提供しています。なるべく添加物を使わず自家製の調味料を使用して店内で調理を行い、食材は地元で採れたものを中心に使用するなど、地産地消を意識しています。

メニューは、定番メニューもありますが、季節によって入る食材が違うため、メニューも変更しています。リピーターの方も多いですが、季節によってメニューが変わるため、好評の声をいただいています。

また、月に1回直接お客様の声を聞く機会をもうけ、いただいたご意見をメニューや味付けに反映をしています。

Q2 スタッフの働き方は？

A2 当店では現在、障がいをお持ちの方7名を一般雇用しています。人前に出るのが得意な方や調理が得意な方など、各々の特性や強みがあるため、スタッフと面談を行う中で、希望や特性にあった仕事を行えるようにしています。主な業務内容としては、接客や調理補助（野菜を洗う、切るなど）、商品化している芋けんぴの製造（袋詰めやシール貼り）を行っています。7名の中でも先輩から後輩へ教え合う機会を作っており、教え合うことで責任や自信をもって仕事に取り組めるように支援しています。

また、研修制度を取り入れており、この店での経験をステップとして、最終的には一般就労ができるように支援を行っています。

三重県では、障がい者就労支援の一環として、さまざまな障がいのある人が自分らしい働き方を選択し、その適性に応じて能力を十分発揮することが出来るような取組をされているカフェやレストランがあります。本誌では、そんな取組をされているお店にお邪魔し、連載企画としてご紹介します。

第6回目は、伊勢市にある有限会社クロフネカンパニーが運営する「酵素ビュッフェレストラン クロフネファーム」さんにお話を伺いました。

Q3 おすすめのメニュー

A3 夏の時期ですと、たれに自家製の甘酒を使用した「冷たい伊勢うどん」です。県外からのお客様も多いため、人気メニューとなっています。

定番メニューですと、塩麴や醤油麴を使用した酵素鶏がおすすめで、酵素で漬け込んでいるため、お肉がとっても柔らかいです。

また、トマトのマリネやキャベツのステーキもおすすめです。



冷たい伊勢うどん（甘酒入りたれ）



酵素鶏（塩麴・醤油麴・レモンペッパー）

Q4 今後の展望

A4 当店では、従業員が安心して転べるような、新しいことにも挑戦できる職場を作っていきたいです。

また、地域の方々と連携をし、助け合える関係を増やしていきたいと考えています。現在、地域のイベントなどにも出展を行っています。芋けんぴなどの販売を通して、自分達が作ったものが直接お客様の手元へ渡ること、役に立っている実感を得られる機会となっています。この経験が、普段行っている業務への自信にも繋がっていくため、そのような機会をこれからも増やしていきたいです。



お
店
情
報

酵素ビュッフェレストラン クロフネファーム

〒516-0007 三重県伊勢市小木町560-8（駐車場あり）

TEL 0120-81-9620

営業時間 11:00～14:30

定休日 月曜日

ホームページ



まいてみよ

福祉の現場では、様々な経験をもった方々が活躍しています。そこで、この連載では、様々なルーツをもつ方々にスポットを当てて、掘り下げていきます。

第1回は遠くネパールから来日、社会福祉法人永甲会で介護職員として活躍している ラマウマさんに日本の印象や現在の仕事について聞いてみました。

① 母国に在住していた頃

私はネパールで幼少期を過ごしました。算数が大好きで、問題を一つひとつ解いていくことに楽しさを感じていました。放課後や休日には、バスケットボールで体を動かして過ごすのが楽しみな子どもでした。

日本は「高層ビルがたくさん立ち並び近代的な国」ところだと思っていました。日本を舞台にしたドラマを英語の吹き替えで観るのが好きで、日本の映画や音楽にも興味を抱

くようになりました。さらに、姉が日本語学校を立ち上げたこともあり、日本語が飛び交うようになって、日本文化に触れる機会が増えていきました。

② 入国から就職まで

平均寿命が約70歳と短いネパールでは、家族に高齢者がいるという家庭は少なく、身寄りのない高齢者の方々は、寺院の一角でホームレスのような状態で暮らしている姿を見かけました。その姿を目にするたびに、「福祉の力で何かできないだろうか」「当たり前前の生活が送れるようになてあげたい」と強く感じるようになりました。そんな思いを胸に、姉のつてを頼って日本に渡ることを決意し、日本で福祉や介護について学び始めました。

学生時代は、積極的にボランティア活動をしていました。現場に足を運ぶことで、教科書では学べない福祉の現実に触れました。生活のため、レストランでのアルバイトもしました。日本語がまだうまく話せない頃は、コミュニケーションに苦労しましたが、言葉に慣れてくると仕事も楽しくなり、日本での暮らしがどんどん充実していきました。実習先の特養では排泄・入浴・食事の介助や認知症ケアに深く触れ、福祉用具の使い方など実践的な知識も多く学ぶことができました。

③ 仕事のやりがい

就職当初は、日本語での申し送りや状況に応じた表現が難しく、戸惑うことも多くありました。指導してくださったOJTの日本人職員の方も、きつと言葉の壁の中で伝えることに苦労されたのではないかと思います。だからこそ、「もつと頑張ろう」「少しでも早く成長しよう」と日々前向きに取り組んできました。「一人ひとり異なる入居者さんにどう寄り添うか」という点については、実際に現場で経験しながら学んではいますが、その対応に介護の奥深さを実感しています。

ネパールで出会った高齢者の方々に十分な支援ができなかったという思いが心の中にずっとあり、「今ここで出会った方々には、最後まで安心して、楽しく過ごしてほしい」と願うことが、私の力の源になっています。また、ICTの導入や福祉用具の活用など、日本の現場では新しい介護技術に触れる機会も多く、自分のスキルや知識を常に高めていくことも大きなモチベーションになっています。日々のケアを通して入居者さんの笑顔に出会えることが、私にとって何よりの喜びです。

今年の4月からはリーダーを任せられ、チームのマネジメントに日々向き合っています。特定技能外国人や技能実習生の指導にも携わるようになり、かつての自分の経験を活かし

ながら、わかりやすく、丁寧に伝えることを心がけています。

④ 私の気分転換

仕事の合間の気分転換には、日本ならではの自然に触れることを大切にしています。特に好きなのが「海」です。ネパールには海がないため、初めて見た広い海に感動し、時間があるときには海辺でリフレッシュしています。

⑤ 将来の夢

現在は介護職員として働いていますが、今後は介護支援専門員などの資格にも挑戦することで、自分の視野と役割を広げていきたいという思いがあります。

いつか経済的な余裕ができたら、自分自身の手で高齢者の方々が「普通の生活」を安心して送れるような施設をつくるのが夢です。国や環境に関係なく、誰もが穏やかに暮らせる場所をつくるのが、私の大きな目標です。



令和7年度

スケールメリットを活かした割安な保険料で
充実補償をご提供します！



ホームページでも内容を紹介しています
<https://www.fukushihoken.co.jp>



社会福祉施設総合損害補償

しせつの損害補償

◆加入対象は、社協の会員である社会福祉法人等が運営する社会福祉施設です。

プラン1 施設業務の補償

(賠償責任保険、医師賠償責任保険、看護職賠償責任保険、サイバー保険、動産総合保険、費用・利益保険)

① 基本補償(賠償・見舞費用)

保険期間1年

▶ 保険金額		基本補償(A型)	見舞費用付補償(B型)
賠償事故に対応	身体賠償(1名・1事故)	2億円・10億円	2億円・10億円
	財物賠償(1事故)	2,000万円	2,000万円
	受託・管理財物賠償(期間中)	200万円	200万円
	うち現金支払限度額(期間中)	20万円	20万円
	人格権侵害(期間中)	1,000万円	1,000万円
	身体・財物の損壊を伴わない経済的損失(期間中)	1,000万円	1,000万円
	徘徊時賠償(期間中)	2,000万円	2,000万円
お見舞い等の各種費用	事故対応特別費用(期間中)	500万円	500万円
	被害者対応費用(1名につき)	1事故10万円限度	1事故10万円限度
	傷害見舞費用		死亡時 100万円 入院時 1.5~7万円 通院時 1~3.5万円

▶ 年額保険料(掛金)	
定員	基本補償(A型)
1~50名	35,000~61,460円
51~100名	68,270~97,000円
以降1名~10名増ごと	1,500円
基本補償(A型) 保険料	基本補償(A型) 保険料 + 【見舞費用加算】 定員1名あたり 入所: 1,300円 通所: 1,390円

② 個人情報漏えい対応補償 ③ 施設の什器・備品損害補償

- オプション1 ● 訪問・相談等サービス補償
- オプション2 ● 医務室の医療事故補償
- オプション3 ● 看護職の賠償責任補償
- オプション4 ● 借用不動産賠償事故補償
- クレーム対応サポート補償

プラン2 施設利用者の補償

(普通傷害保険)

- ① 入所型施設利用者の傷害事故補償
- ② 通所型施設利用者の傷害事故補償
- ③ 施設送迎車搭乗中の傷害事故補償



プラン3 職員等の補償

(労働災害総合保険、普通傷害保険、約定履行費用保険、雇用慣行賠償責任保険)

- ① 職員の労災上乗せ補償
使用者賠償責任補償
- ② 役員・職員の傷害事故補償
- ③ 役員・職員の感染症罹患事故補償
- ④ 雇用慣行賠償補償



プラン4 法人役員等の補償

(役員賠償責任保険)

社会福祉法人役員等の賠償責任補償

● このご案内は概要を説明したものです。詳細は「しせつの損害補償」手引またはホームページをご参照ください。●

団体契約者 社会福祉法人 全国社会福祉協議会

〈引受幹事〉 損害保険ジャパン株式会社 医療・福祉開発部 第二課
保険会社

TEL: 03(3349)5137

受付時間: 平日の9:00~17:00(土日・祝日、年末年始を除きます。)

取扱代理店 株式会社 福祉保険サービス

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3丁目3番2号 新霞が関ビル17F

TEL: 03(3581)4667

受付時間: 平日の9:30~17:30(土日・祝日、年末年始を除きます。)

(SJ24-11108 より抜粋)



三重県共同募金会からのお知らせ

令和7年度 NHK 等歳末たすけあい義援金申請団体募集のお知らせ

NHK 等歳末たすけあい義援金の申請団体を募集しています。

- ① 募 集 期 間 令和7年9月1日（月）から10月4日（土）まで（消印有効）
- ② 対 象 事 業
 - （1）身体障がい者（児）、知的障がい者（児）、支援を必要とする高齢者等の配分事業
 - （2）中央共同募金会が示す全国共通助成テーマ関係事業
 - （3）（1）を実施するために必要な備品等の購入
- ③ 応 募 方 法 本会のホームページ（<https://mie-akaihane.or.jp>）から様式をダウンロードし、郵送または持参してください。
- ④ そ の 他 対象団体、助成額等、制度の詳細については本会のホームページ（<https://mie-akaihane.or.jp>）をご覧ください。

令和7年度地域課題解決型募金（テーマ型募金）申請団体募集のお知らせ

共同募金運動の期間拡大期（1～3月）に新しい募金方法の地域課題解決型募金（テーマ型募金）に取り組む団体を募集しています。

- ① 制 度 概 要 地域の課題解決に取り組む団体が、その活動を住民の方に広く呼びかけ、住民の方の理解と共感に基づく募金活動をおこない、必要な資金を確保することで、地域福祉の推進につなげていくことを目的としています。
- ② 募 集 期 間 令和7年9月1日（月）から10月4日（土）まで（消印有効）
- ③ 応 募 方 法 本会のホームページ（<https://mie-akaihane.or.jp>）から様式をダウンロードし、郵送または持参してください。
- ④ 団体への支援 ご応募いただいた団体に対しては、説明会を開催する等の取組み準備をお手伝いします。
- ⑤ そ の 他 対象団体、助成額等、制度の詳細については本会のホームページ（<https://mie-akaihane.or.jp>）をご覧ください。



発行人 井村 正勝
編集人 横田 浩一・広報委員会
発行所 社会福祉法人 三重県社会福祉協議会
〒514-8552 三重県津市桜橋2丁目131
TEL：059-227-5145 FAX：059-227-6618
URL： <https://www.miewel-1.com/> E-mail： info@miewel.or.jp
編集協力 株式会社アイリック